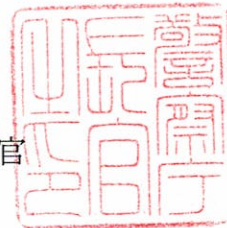


## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

警察庁長官



令和6年4月12日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

## 記

- 開示する行政文書の名称  
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（説明資料集）
- 不開示とした部分とその理由  
なし

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
電磁的記録（PDFファイル） 1ファイル （A4判文書30枚 うち、カラー部分1枚）	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき200円	200円	0円
	②用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	300円	0円
	③用紙にカラーで出力したものの交付（カラー以外の部分については②の方法により交付）	用紙1枚につき20円（カラー部分以外は②のとおり）	310円	10円
	④CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、当該文書1ファイルごとに210円を加えた額（CD-R1枚）	310円	10円

\* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。